



健康推進企業普及部会について



健康いわき推進会議

構成委員(20人)

- ・医療創生大学
- ・東日本国際大学
- ・いわき市医師会
- ・いわき市病院協議会
- ・いわき市歯科医師会
- ・いわき市薬剤師会
- ・福島県国民健康保険団体連合会
- ・全国健康保険協会福島支部(協会けんぽ)
- ・いわき商工会議所
- ・いわき地区商工会連絡協議会
- ・福島県保健衛生協会いわき地区センター
- ・いわき健康管理センター
- ・いわき市健康推進員協議会
- ・福島県栄養士会いわき支部
- ・いわき市社会福祉協議会
- ・いわき市民生児童委員協議会
- ・いわき市体育協会
- ・いわき市PTA連絡協議会
- ・いわき労働基準監督署
- ・いわき市

オブザーバー

- ・いわき教育事務所
- ・いわき地方振興局企画商工部

市長をトップとし関係機関・団体に構成する新たな推進体制

◇ 各専門分野の20団体が協働して地域と職域が連携した健康づくりの取組みを企画・実践・評価

健康推進企業普及部会

健康推進企業普及部会

構成団体(案)

◇委員◇

- ・いわき商工会議所
- ・いわき地区商工会連絡協議会
- ・医療創生大学
- ・東日本国際大学
- ・協会けんぽ福島支部
- ・福島県栄養士会いわき支部

- ・マルト
- ・イオン
- ・イトーヨーカ堂
- ・セブン-イレブン・ジャパン
- ・いわき市

◇事務局◇

- ・健康づくり推進課
- ・保健所地域保健課
- ・農業振興課
- ・産業創出課
- ・商業労政課

設置目的

関係機関・団体等が連携し、健康経営及び地域や消費者の健康づくり活動を積極的に行おうとする企業の取組みを推進し、普及拡大を図る。

健康経営の普及啓発、取組み支援

ex.)

- 各種健(検)診受診率向上対策
- ふくしま健康経営優良事業所認定支援

市民の健康づくりを応援する企業及び事業所等の支援

ex.)

- 企業の取組みを広く紹介し、普及啓発を図るための広報強化
- 減塩商品コーナー設置など市民の健康づくりを応援する取組みの普及拡大

健康推進企業普及部会設置要領

(目的)

第1条 関係機関・団体等が連携し、健康経営及び地域や消費者の健康づくり活動を積極的に行おうとする企業等の取組みを推進し、普及拡大を図ることを目的として健康推進企業普及部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の事項について協議する。

- (1) 健康経営の普及啓発、取組みに関する事項
- (2) 市民の健康づくりを応援する企業及び事業所等の取組みに関する事項
- (3) その他「健康いわき推進会議」が指示した事項に関する事項

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる団体の関係者のうちから、委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工団体関係者
- (3) 保険者関係者
- (4) 保健衛生関係者
- (5) 地域活性化包括連携協定締結（健康増進・食育に関すること）団体関係者
- (6) 行政機関等関係者
- (7) その他必要があると認められる団体関係者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 部会長は、いわき市保健福祉部次長兼健康づくり・医療担当の職にあるものをもって

充てる。

2 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長が、会議の進行等を行う。

3 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、保健福祉部健康づくり推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、令和2年1月10日から実施する。

2 この要領の実施後の最初の委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、この要領の実施日から令和3年3月31日までとする。